# 平成二十八年十一月 定例島根県議会議案 (条例)

# 目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正 する条例	4
島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例	4
島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改 正する条例	5
職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	5
職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	7

### 平成28年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

#### 第153号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

#### 第154号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### 第155号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

# 1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当に ついて所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由 である。

# 2 条例の概要

# (1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立 学校の教職員(以下「職員等」という。)の給料表を人事委員会の勧告 どおり改正すること。

(2) 初任給調整手当の支給月額の限度額の改正(第153号議案に限る。)

支 給 対 象 者	改正前	改正後	
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)	/12 200 <b>□</b>	/12 900 <del>III</del>	
の適用を受けるもの	413,300円	413,800円	
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)	50 500 <b>T</b> T	50 600 <b>T</b>	
の適用を受けないもの	50,500円	50,600円	

# (3) 扶養手当の改正

- ア 配偶者に係る手当の月額を6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則又は教育委員会規則で定める職員(以下「行8級職員等」という。)については、3,500円)とし、子に係る手当の月額を1人につき10,000円とすること。
- イ 行 8 級職員等に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る 手当の月額を3,500円とすること。
- ウ 職員に配偶者がない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000

円とする取扱いを廃止すること。

工 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 9 級であるもの 及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに 相当するものとして人事委員会規則又は教育委員会規則で定める職員 (以下「行 9 級職員等」という。)に対しては扶養手当(子に係る手 当を除く。)を支給しないこと。

# オ その他規定の整備

(4) 勤勉手当の支給割合の改正

# ア 平成28年度

⑦ (f)以外の職員等(任期付研究員及び特定任期付職員を除く。)

区分	支給月	改正前	改正後
職員等(特定管理職員 を除く。)	12月	100 <b>分の</b> 75	100分の80
特定管理職員	12月	100分の95	100分の100

(イ) 再任用職員、再任用教育職員及び再任用教職員(以下「再任用職員等」という。)

区分	支給月	改正前	改正後
職員等(特定管理職員 を除く。)	12月	100分の40	100分の45
特定管理職員	12月	100分の50	100分の55

# イ 平成29年度以降

(ア) イ)以外の職員等(任期付研究員及び特定任期付職員を除く。)

区分	支給月	改正前	改正後
職員等(特定管理職員	6月	100 <b>分の</b> 75	100分の77.5
を除く。)	12月	100分の80	100分の77.5
特定管理職員	6月	100分の95	100分の97.5
	12月	100分の100	100分の97.5

# (イ) 再任用職員等

区分	支給月	改正前	改正後
職員等(特定管理職員	6 月	100分の40	100分の42.5

を除く。)	12月	100分の45	100分の42.5
特定管理職員	6月	100分の50	100分の52.5
	12月	100分の55	100分の52.5

- (5) 第1号任期付研究員及び特定任期付職員について、公布の日の属する 月の翌月(公布の日が月の初日であるときは、その月)の給料の額にお いて所要の調整措置を行うこと(第153号議案に限る。)。
- (6) 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の 月額については、次に掲げる額とすること。

	扶養親族	平成29年度	平成30年度	平成31年度
配偶	行8級職員等及び行9 級職員等以外の職員	10,000円	6,500円	6,500円
者	行∞級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
19	行9級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
	子	8,000円	10,000円	10,000円
父	行8級職員等及び行9 級職員等以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円
母等	行∞級職員等	6,500円	6,500円	3,500円
守	行9級職員等	6,500円	6,500円	3,500円

(7) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 任期付研究員及び任期付職員の給料表の改正に伴う規定の整理(第 153号議案に限る。)

# 3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(1)(2の(5)に係る部分に限る。)、(5)及び(7)については公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から、2の(3)、(4)のイ及び(6)については平成29年4月1日から施行する。
- (2) 2 の(1) ( 2 の(5)に係る部分を除く。) 及び(2)については平成28年4月 1日から、2 の(4)のアについては平成28年12月1日から適用する。

# 第156号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

# 1 提案理由

第153号議案から第155号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# 2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

# (1) 平成28年度

支 給 月	改正前	改正後
12月	100 <b>分の</b> 160	100 <b>分の</b> 165

#### (2) 平成29年度以降

支 給 月	改正前	改 正 後
6 月	100 <b>分の</b> 140	100 <b>分の</b> 145
12月	100 <b>分の</b> 165	100分の160

#### 3 施行期日等

公布の日から施行し、2 の(1)については、平成28年12月1日から適用する。ただし、2 の(2)については、平成29年4月1日から施行する。

#### 第157号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

# 1 提案理由

人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、病院局職員の手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

# 2 条例の概要

- (1) 職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当するものとして管理者が定める病院局職員に対しては、扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと。
- (2) 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、(1)を適用せず、

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に規定する扶養手当の 額を基準として管理者が定めるものとすること。

3 施行期日

平成29年4月1日から施行する。

# 第158号議案

島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

# 1 提案理由

人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、企業局職員の手当について所要の改 正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
  - (1) 職員の給与に関する条例に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当するものとして管理者が定める企業局職員に対しては、扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこと。
  - (2) 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、(1)を適用せず、 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に規定する扶養手当の 額を基準として管理者が定めるものとすること。
- 3 施行期日

平成29年4月1日から施行する。

#### 第159号議案

職員の休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、介護休暇の分割取得、介護時間制度の導入等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

- 2 条例の概要
  - (1) 職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正
    - ア 介護休暇の期間の改正

介護休暇の期間は、要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母そ

の他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間とすること。

# イ 介護時間の新設

- 図 職員は、任命権者の承認を得て、要介護者の介護をするため、介護時間を受けることができること。
- (イ) 介護時間の時間は、要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(介護休暇の期間と重複する期間を除く。)内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とすること。
- (ウ) 介護時間については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間 当たりの給与額を減額して給与を支給すること。
- (2) 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

要介護者の介護を行う職員が当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならないこと。

- (3) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 介護時間については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当た りの給与額を減額して給与を支給すること。
- (4) 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正 教育職員について(1)に同じ。
- (5) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正 教職員について(2)に同じ。
- (6) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 (3)に同じ。
- (7) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (1)のイ及び(4)に伴う規定の整備
- 3 施行期日 規則で定める日から施行する。

# 第160号議案

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

人事委員会の「職員の給与等に関する報告」の趣旨を踏まえ、及び地方 公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴 い、育児休業等の対象となる子の範囲について所要の改正を行う必要があ る。これが、この条例案を提出する理由である。

# 2 条例の概要

- (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正
  - ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子について、 児童福祉法に規定する養育里親である職員(児童の親権を行う者又は 未成年後見人の意に反するため、同法に規定する里親であって養子縁 組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託す ることができない職員に限る。)に委託されている当該児童を含むも のとすること。

# イ その他規定の整理

- (2) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 部分休業の対象となる子の範囲について、地方公務員の育児休業等に 関する法律に基づく育児休業等と同様の取扱いとすること。
- (3) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 (2)に同じ。
- 3 施行期日

規則で定める日から施行する。